

会津美里町第4次総合計画基本構想及び前期基本計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、令和8年度を始期とする 10 年間の会津美里町第4次総合計画基本構想及び5年間の前期基本計画を策定するために必要な作業を行うもので、近年の社会・経済情勢や町民ニーズの変化等を総合的に勘案し、令和6年度及び令和7年度において、計画策定に係る支援業務を行うものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 会津美里町第4次総合計画基本構想及び前期基本計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙『会津美里町第4次総合計画基本構想及び前期基本計画策定業務仕様書』(以下、「仕様書」という。)のとおり
- (3) 委託期間 令和6年4月1日から令和8年 1 月 31 日まで
- (4) 事業費上限額 11, 990, 000円(消費税及び地方消費税含む)
(初年度上限 7,200,000 円(消費税及び地方消費税含む))
- (5) 支払条件 各年度業務完了検査後、一括払い

3 プロポーザル方式選択の理由

当該業務は、社会情勢の変化や幅広い町民ニーズの把握など、数多くの情報収集や多様かつ高度な分析が必要であることから、高い専門性と技術、さらに豊富な経験と実績を有する事業者を選定するため、会津美里町公募型プロポーザル方式実施要綱第2条第1号の規定により、公募型プロポーザルを実施するものである。

4 参加資格

本件に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年1月 31 日時点で、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者でないこと。
- (3) 令和6年1月 31 日時点で、町税を滞納している者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を会津美里町から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条及び会津美里町暴力団排除条例(平成 24 年会津美里町条例第 11 号)第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当する者ではないこと。

5 スケジュール(⑥～⑩は変更の場合があります。)

項目	日程	備考
①公募の開始	令和6年1月31日(水)	町HPに掲載
②質問の受付	令和6年2月1日(木) ～令和6年2月13日(火)	正午まで必着
③質問の回答期限	令和6年2月15日(木)	町HPに掲載
④参加表明書提出期限	令和6年2月26日(月)	持参または郵送(必着)
⑤企画提案書提出期限	令和6年3月5日(火)	持参または郵送(必着)
⑥1次審査	令和6年3月6日(水) ～令和6年3月11日(月)	書類審査。 応募者は来庁不要。
⑦1次審査結果通知期限	令和6年3月12日(火)	メール通知
⑧2次審査(プレゼン)	令和6年3月下旬	詳細はメールで通知
⑨2次審査結果通知期限	令和6年3月下旬	メール通知・HP公表
⑩契約締結	令和6年3月下旬	

6 提出書類

本プロポーザルへの参加希望者は、本実施要領及び仕様書並びに会津美里町財務規則等を理解したうえで、次により書類を提出すること。各様式は会津美里町ホームページよりダウンロードすること。

(1) 参加表明書提出時

【様式第1号】プロポーザル参加表明書

【様式第2号】誓約書 1部

【様式第3号】業務実績調書 1部

【任意様式】企業概要等、事業の内容がわかるもの 1部

※会津美里町令和 5・6 年度工事等請負有資格業者名簿に登録されていない者である場合は、法人登記簿(登記全部事項証明書)を提出すること。

(2) 企画提案書提出時

【様式第5号】企画提案書表紙 1部

企画提案書 8部

○企画提案書の様式

・企画提案書様式は、A4 版の文書形式とすること。

・用紙は再生紙を使用し、必ず両面印刷とすること。

・提案書の本文は 50 ページ以内とすること。(表紙、目次は除く。)

・本文の各ページには、ページ番号を記載すること。

○企画提案書記載事項

・提案書は仕様書の内容を踏まえ作成するとともに、企業概要、業務実施スケジュール、人員配置、進行管理方法等についても記載すること。

・提案内容はすべて実現できるものとし、具体的に記載すること。

・追加提案等を記載した場合であっても、すべて事業費上限額内であること。

・仕様書の要件を上回るより良い提案がある場合は、その差異を明記するとともに、すべて事業費上限額内であること。

【様式第 6 号】見積書(積算基礎がわかるように任意の内訳書を添付すること) 1部

「企画提案書」は、CD-R 等に格納し、データ版として 1 部提出すること。

7 提出期限

(1) 参加表明書 令和6年2月 26 日(月) まで必着

(2) 企画提案書 令和6年3月5日(火) まで必着

8 提出方法

持参又は郵送 ※質問書を除き、参加表明書及び企画提案書の電子メール又はファックスによる提出は受理しない。

① 持参の場合

受付時間は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する祝日(以下「休日」という。)を除く、午前8時 30 分から午後5時 00 分までに直接持参すること。

② 郵送の場合

一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法で送付すること。また、郵便事故等により上記提出書類が提出場所に到着しなかったことに対して、異議申し立てはできない。

9 提出先

〒969-6292

福島県大沼郡会津美里町字新布才地 1 番地

会津美里町役場 政策財政課 政策企画係 宛

10 質問書の提出期限

令和6年2月 13 日(火)正午 まで(必着)

※提出書類等に関して不明な点がある場合は、質問書(様式第 4 号)により、事務局の電子メー

メールアドレス(seisaku@town.aizumisato.fukushima.jp)へメール送付すること。送信後は、確認のための電話連絡をすること。電話連絡は休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。

11 質問への回答

令和6年2月 15 日(木)までに、町ホームページに質問及び回答を掲載する。なお、質問者の氏名等は掲載しない。

12 審査方法等

参加資格要件を満たし、かつ提案価格が事業費上限額の範囲内にある者について、1次審査及び2次審査を、別紙「会津美里町第4次総合計画基本構想及び前期基本計画策定業務に係る公募型プロポーザル審査項目」に基づき「会津美里町第4次総合計画基本構想及び前期基本計画策定業務に係る公募型プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)における審査を経て、本業務に最も適切な企画提案を選定する。なお、1次審査については、企画提案書及び見積書等により、各選定委員の1次審査合計得点の上位3者を1次審査通過者とし2次審査を行う。1次審査の結果については、合否いずれの場合もプロポーザル参加表明書に記載された連絡先へ電子メールで通知する。

(1) 1次審査(書類審査)

提出書類の内容を確認した上で、審査する。

なお、1次審査の結果は、令和6年3月 12 日(火)までに電子メールで通知する。

また、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。

(2) 2次審査(プレゼンテーション及び質疑応答)

- ① 日 時 令和6年3月下旬
- ② 場 所 会津美里町役場本庁舎
- ③ 出 席 者 3名以内とし、説明は、本業務に直接的に携わる者が行うものとする。
- ④ 内 容 ・企画提案書の内容説明(20分以内)
・企画提案書の内容に関する質疑(10分程度)
- ⑤ 結 果 通 知 選定結果は参加事業者に電子メールで通知する。また、町ホームページでも公表するが、参加者の名称や評価点については、公にすることにより参加者の権利利益を害するおそれがあると判断する場合は、公表しないことができるものとする。
- ⑥ 受託候補者 各選定委員の総合評価点(1次審査及び2次審査)の合計点が最も高い者を受託候補者として選定する。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者として選定する。価格も同額の場合は、価格のみを再提案させ、より安価な者を候補者とする。
また、全者において適切な提案がない場合(総合点の得点率が60%未満程

度)には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止する。

- ⑦ その他
- ・プレゼンテーションの順番は、参加受付の順とする。
 - ・プレゼン用モニター画面(マックスハブ)及び HDMI 端子は事務局が準備する。
 - ・企画提案書類の差し替えは認めない。
 - ・提案内容を補足するための資料の提示(プレゼン用モニター画面(マックスハブ)への投影含む)は認める。(例:企画提案書の記載内容を分かりやすく説明するために作成されたものなど)
 - ・補足資料を配付する場合は、3月 15 日(金)正午までに、8部を事務局に提出すること。
 - ・パソコン、その他の機材等は各参加事業者にて用意すること。
 - ・審査結果に対する異議申し立て、質問等には、一切応じない。

13 契約の締結

契約は、選定された受託候補者と会津美里町の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、当該業務の実施に係る契約を締結することを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容(見積内容を含む。)をもって、そのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、選定された受託候補者との協議が不調に終わった場合には、次点とされた者と協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、当該業務の実施に係る契約を締結することとする。

14 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 資格審査の結果、参加資格がないと認められた場合
- (2) 提出書類の提出方法や提出期限を遵守しない場合
- (3) 提出書類の内容に虚偽の記載が認められた場合
- (4) 事業費上限額を超える金額で見積書を提出した場合
- (5) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (6) プレゼンテーションにおいて、正当な理由なく欠席した場合
- (7) その他、著しく信義に反する行為があった場合

15 その他必要な事項

- (1) 参加表明書提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、参加辞退届出書(様式第 7 号)により、参加辞退の提出期限(令和6年3月5日(火)午後5時必着)までに、事務局に提出

すること。

- (2) 提出された書類は返却しない。なお、提出された企画提案書は、業務目的以外で使用しないものとする。
- (3) プロポーザルに参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (4) 参加表明及び企画提案書の提出者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立する。その場合においても、選定委員会による審査を行う。
- (5) 参加者は本プロポーザルの実施後、内容の不明及び不知を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、会津美里町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年会津美里町条例第4号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。なお、この場合においては、情報公開請求内容について協議するものとする。

16 事務局

会津美里町 政策財政課 政策企画係

住所 〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地

電話 0242-55-1171 FAX 0242-55-1139

電子メール seisaku@town.aizumisato.fukushima.jp